

調査報告書

2023年8月31日

ラグビー部組織体質に関する外部調査委員会

目次

第 1 調査に至る経緯.....	4
第 2 調査の概要.....	4
1. 当委員会の構成.....	4
2. 調査及び本報告書の目的.....	4
3. 調査の方法.....	5
(1) 資料検討.....	5
(2) 関係者からのヒアリング.....	5
(3) 稲城寮の現地確認.....	5
4. 調査の限界及び前提.....	5
第 3 調査結果.....	6
1. 2022 年春頃に発生したガスバーナーのような大きな炎を A 君に近づけた件.....	6
(1) 調査対象.....	6
(2) 調査結果.....	6
2. 2022 年 6 月 26 日に A 君が熱中症で救急搬送された件.....	9
(1) 当日の状況.....	9
(2) 問題点.....	10
3. 部内における大麻使用者の有無.....	10
(1) 2020 年の大麻事件以降の大学の対応.....	10
(2) 現状（学生からのヒアリング結果）.....	11
4. 上級生から下級生に対する部活動時間外での指導と称したトレーニング等の強要.....	11
(1) トレーニングの強要.....	11
(2) 坊主の強要.....	12
(3) 指導陣の対応と現状.....	12
(4) トレーニングや坊主強要の問題点.....	13
5. 上級生等から下級生に対する暴行.....	13
6. ラグビー部、寮の管理体制.....	14
(1) 寮の設備等.....	14
(2) 寮の管理体制.....	17
(3) ラグビー部内、寮内での集団生活（1 年生の事務負担）.....	20
(4) ラグビー部、寮内のルール.....	20
(5) 指導陣に係る人事権と 2023 年に監督・コーチ陣が変わった経緯.....	21
(6) 金銭管理の状況.....	24
7. 相談窓口.....	25
(1) 大学の相談窓口.....	25
(2) 問題点.....	27

第 4 改善策の提言	28
1. 適正な人事権行使の体制構築	28
2. 適正な金銭管理の体制構築	28
3. 指導者に対する教育等	29
4. 相談窓口に関する改善点	29
(1) 競技部から競技スポーツ部に対する早期の情報共有	29
(2) 競技スポーツ部が情報を得た場合の競技部との共有	30
5. 競技部で完結するのではない全学的なサポートと知識の共有	30
6. 常駐管理者の確保	31
(1) 寮への常駐をヘッドコーチの選任条件とする	31
(2) 大学側での採用、派遣	31
7. ペナルティの明確化	32
8. 大麻に関する改善策	32
9. 入寮のあり方の再検討	34
10. 部屋の人数の再検討	34
11. 学習スペースの確保	35
12. 窃盗被害の防止策	35
13. 熱中症の防止策	36
14. 問題解決への姿勢	37

2023年8月31日

学校法人日本大学 御中

ラグビー部組織体質に関する外部調査委員会

委員長 弁護士 宮 田 桂 子

委 員 弁護士 浅 田 真 弓

委 員 弁護士 岡 田 奉 典



調査報告書

今般、ラグビー部組織体質に関する外部調査委員会（以下「当委員会」という）は、貴大学から調査依頼のあった日本大学ラグビー部の組織体質について関連する事実関係等を調査したので、その結果を下記のとおり報告する。

記

第1 調査に至る経緯

2022年11月上旬、A君の所属学部から同大学競技スポーツ部に対し、日本大学ラグビー部（以下単に「ラグビー部」という）に所属するA君の父親から、A君について、①ガスバーナーを持った上級生から追いかけられた、②ラグビー部のユニフォームがなくなりメルカリで転売されている、③試合中にA君が熱中症で救急搬送された、等の内容で相談が来ているとの連絡があった。

そこで、競技スポーツ部は、関係者と連絡をとって内部調査を進めたが、2023年5月8日、A君の父親は、日本大学理事長及び同大学学長に対し、ラグビー部、競技スポーツ部の対応に誠実さを感じないため、第三者委員会を立ち上げて、ラグビー部と稲城寮で行われていることを解明し、責任者を明確にしたうえで改善策を検討して、しかるべき処置をしてもらいたいとの文書を提出した。

以上の文書を受けて、貴大学は、2023年6月6日、後記第2の2記載の事項の調査を当委員会に依頼し、当委員会は、調査を開始した。

第2 調査の概要

1. 当委員会の構成

当委員会の委員は、以下のとおり、外部専門家である弁護士3名で構成される。

委員長：弁護士 宮田 桂子（宮田法律事務所）

委員：弁護士 浅田 眞弓（丸ビルあおい法律事務所）

委員：弁護士 岡田 奉典（レックス法律事務所）

2. 調査及び本報告書の目的

当委員会は、以下の事項を調査対象として調査を行った。なお、遠征用ユニフォーム等の盗難及び転売については、警察に捜査を依頼するとのことであったため、本報告書において調査対象としていないが、本報告書作成時点において被害届を提出する学生がいないため捜査は進んでいないとのことである。

- ① 2022年春頃に発生したガスバーナーのような大きな炎をA君に近づけた件について（事実関係の調査、発生原因の究明と再発防止策の提案）
- ② 2022年6月26日にA君が熱中症で救急搬送された件について（事実関係の調査、発生原因の究明と再発防止策の提案）
- ③ 部内における大麻使用者の有無について（事実関係の調査、使用者がいるとすればその原因の究明と再発防止策の提案）
- ④ 上級生から下級生に対する部活動時間外での指導と称したトレーニングの強要の有無について（事実関係の調査、事実があるとすればその原因の究明と再発防止策の提案）

- ⑤ 上級生から下級生に対する暴行の有無について（事実関係の調査、事実があるとすればその原因の究明と再発防止策の提案）
- ⑥ ラグビー部、寮の管理体制の問題について（事実関係の調査、問題があるとすればその原因の究明と改善策の提案）
- ⑦ 上記のほか当委員会が調査の過程において必要と認める事項

3. 調査の方法

当委員会は、以下の方法による調査を行った（以下、当委員会による調査を「本件調査」という）。

(1) 資料検討

当委員会は、本件調査の目的を達成するため、関連する書類等の収集、分析及び検討を行った。

(2) 関係者からのヒアリング

当委員会は、学生 17 名及び部長、監督、コーチ陣等のうち 7 名の合計 24 名の関係者に対して、ヒアリングを実施した。

(3) 稲城寮の現地確認

当委員会は、2023 年 8 月 14 日、ラグビー部の部員が寮として利用している稲城寮を訪問し、施設の状況等を確認した。

4. 調査の限界及び前提

本報告書は、2023 年 8 月 31 日現在、当委員会が取得している情報に基づいて作成されているが、本件調査には、任意調査によることの限界や、時間的制約が存在した。

また、本件調査は、貴大学からの委嘱を受けて行われたものであり、調査報告は貴大学に対して行われたものである。このため、本件調査の結果は、第三者に依拠されることを予定しておらず、いかなる意味においても、当委員会は第三者に対して責任を負わない。

本件調査は、上記 3 の方法により実施したものであり、それ以外の方法による調査は実施していない。また、上記 3 の方法により得られた情報以外の情報をもって、検証を行っていない。

第3 調査結果

1. 2022年春頃に発生したガスバーナーのような大きな炎をA君に近づけた件

(1) 調査対象

複数名の学生の供述から、2022年春頃にB君が、ライターに制汗スプレー（エイトフォー）から噴出された霧状の液体をあてることで出したガスバーナーのような大きな炎を、A君に対して近づけたという事実があったことが確認できた。同事実については当事者であるB君自身も認め謝罪を行っている。

B君からは、上記の件は、C君から指示、教唆をされて行ったとの供述があったため、当委員会においては、かかる事実があったか否かを中心に調査を実施した。

(2) 調査結果

ア 事実経緯の概要

上記第(1)の調査対象に関し、複数の学生が、以下のとおり供述した。

2022年5月頃、夕食を食べ終わった夜遅い時間に、B君とC君は自分達の部屋の真ん中の共同スペースにおいて、ライターに制汗スプレー（エイトフォー）から噴出された霧状の液体をあてることで、ガスバーナーのように大きな炎を出して遊んでいた。その様子を2人の学生が見ていた。

ベッドで寝ていた同室の4年生D君に対しては、その炎を近づけ驚かせるなどして、D君からはやめろと注意されていた。

B君とC君は、10分程度部屋の中で遊んでいたが、その後B君は、ライターと制汗スプレーを手に持って部屋の外に出て、廊下やトイレなどで複数の学生に対し、ライターと制汗スプレーによる炎を近づけ、驚かせた。

B君は、A君に対しても、ライターと制汗スプレーによる炎を近づけたところ、A君は怒り、その後、B君は自分の部屋に戻っていった。

以上の経緯は、複数の学生が供述していることから、事実であったと認定できる。

問題は、C君が、B君に対し、指示、教唆をしたか否かである。

当委員会が確認した限りでは、C君がB君に対し指示、教唆をしたと供述したのは、B君とA君のみであったため、後記イ・エにおいて、同人らの供述の信用性を検討する。また、B君の後ろにC君もいたと思うと供述する学生（以下「E君」という）もいたため、同人の供述についても、後記ウで検討する。最後にC君の供述については後記オで検討する。

イ B君の供述内容

B君の供述内容は、概要以下のとおりである。

自室でC君と二人しかいないとき、C君は、ベッドで寝ていたB君に対し、ライターと制汗スプレーによる炎を近づけてきた。

B君は「やめてくださいよ」と言って、共同スペースに下りて行きC君と話をしていたら、お前もやってみると言われた（なお、部屋の中でライターと制汗スプレーで炎を出したのはC君がB君に炎を近づけてきた時だけである）。

そこで、C君とB君の二人で、廊下に出て物陰に隠れ、通りかかった人に対して炎を近づけて脅かして遊んでいた。その時C君はB君の後ろにいて一緒に笑っていた。

誰にやったかは覚えていないが、10分程度で5人くらいにやったと思う。

A君が歩いてきたのでA君にもやったところ、かなり怒ったため謝り、その後部屋に戻った。

以上のB君の供述は、部屋にはC君以外誰もいなかったという点、部屋の中で炎を出したのはC君が行った1回だけであるという点、追いかけておらず廊下の物陰に隠れて通りかかる人を脅かしていたという点などで、上記ア記載の複数の学生の供述と一致せず、B君の供述と一致する供述をする者はヒアリングをした学生の中には誰一人いなかった。B君は自らが単独で上記行動に及んだとされるよりも、C君の指示、教唆によって行ったとされる方が情状が軽くなるということを意図して、C君を引っ張り込むために上記供述をしている可能性があることも考慮すると、B君の上記供述はにわかには信用できない。

ウ E君の供述内容

E君の供述内容は、概要以下のとおりである。

部屋の外に出てトイレに行こうとしたら、A君がB君に追いかけているのを見た。B君の後ろにはC君もいたと思う。

B君の後ろにC君もいたと思うという供述をしているのはB君及びA君を除けばE君のみであることから、かかる供述の信用性については慎重に検討する必要がある。

E君の供述内容は、C君がB君に指示等をしていた様子を見たとの供述ではなく、また、後記オで述べるとおり、C君自身は、しばらくしてB君を止めるためにB君を追いかけていったということであるから、単に後ろを追いかけて行ったにすぎない可能性もあり、E君の供述をもって、C君がB君に対し指示、教唆をしたとまでは認めがたい。

エ A君の供述内容

A君の供述内容は、概要以下のとおりである。

A 君は、夕飯後の午後 9 時か 10 時頃、B 君からスプレー缶とライターで火を向けられた。

洗濯物を自分の部屋に運ぼうと思って廊下に出たときにまずやられた。何度も「やめてください」と言ったのに、やめてくれなかった。3~4 回程度火を向けられた。

自分だけでなく他の人もやられていた。

C 君は、1 回目、2 回目の時、B 君の後ろで「やれ」と言っていた。

上記の件に C 君が関与していたという話は、当初、両親には話さなかった。C 君から目を付けられなくなかったという思いがあった。

A 君は、上記のとおり C 君が B 君の後ろで「やれ」と言っていたと供述をする。しかし、当委員会が A 君の父親を面談した際に、A 君自身が C 君の関与を供述しているという情報提供はなく、当委員会が調査を開始する前の A 君の父親と大学とのやり取りを見ても、そのような情報提供はなかったことから、A 君は、当委員会がヒアリングを実施するまで家族にも C 君の関与を話していなかった可能性があり、A 君自身も当初、両親には話していなかったと供述している。

オ C 君の供述内容

C 君の供述内容は、概要以下のとおりである。

C 君は、動画サイト TikTok で、スプレー缶とライターを使って大きな炎を上げる様子を見て面白いと思い、事件の日よりも前に、部屋にあった誰の物か分からないエアトフオーのスプレー缶と誕生日のお祝いの時のために誰かが置いていたライターを使って、部屋の中で TikTok の動画と同じようなことをやっていた。D 君に向けたことはあったかも知れないが、人に対して危険ではない距離をとっており冗談と分かってもらった。

事件の日は、F 君と B 君と 3 人で寮の部屋にいた際、部屋の真ん中でスプレー缶とライターを使って炎を出していたところ、2 人ともびっくりした様子だったが、B 君が「やらせて下さい」というのでスプレー缶とライターを渡した。

B 君が室内で炎を出して遊んでいたところ、ドア（部屋のドアにはガラス張りの小窓があり廊下の様子が分かる）の方を見て、「△△（A 君の当時のあだ名）に俺、やってきますわ」と言いながら廊下に 1 人で出て行った。

B 君がすぐに戻って来ないので廊下に出ると、廊下の曲がり角のところに 2 人がおり、A 君が B 君に対して激怒して、「旧ウエイトに行って殴り合いましょう」と B 君に言っていた。

このような発言を聞いた B 君は自分の部屋に逃げたので、C 君も部屋に戻った。

C 君は、B 君を止めてはいないし A 君を慰めてもいないが、部屋に戻って B 君に対し、「あいつ切れとうよ（切れているよ）」というようなことは言ったと思う。

C 君の上記供述は、上記アに記載した他の学生が供述する事実経緯（B 君が室内で他の者にも「ガスバーナー」をした等）に関する供述とは若干食い違う。また、そもそも誰の私物

か分からないスプレー缶ならば勝手にそれを使用すること自体が問題である。本件以前を含め、複数回寮内（狭い室内）において「ガスバーナー」をすることの危険性について認識せず、単に「冗談だった」とし、持っていたスプレー缶とライターを渡してB君の行為のきっかけを作ったことへの反省が十分ではないと感じられた。

以上のとおりC君の供述はにわかに信用できない部分もあるが、C君がB君に指示、教唆はしていないという供述が虚偽であると断定できるほどの事情は認められなかった。

カ 結論

以上のように、C君が指示、教唆をしたと供述したのは、B君とA君のみである（E君はC君が指示、教唆をしたとまでは供述していない）。

B君の供述内容は複数の学生の供述と一致しないなどにわかに信用できない。

そうすると、上記のA君の供述をもって、C君が指示、教唆をしたという事実が認定できるか否かが問題となる。

大学は、C君が関与していた可能性があることをもって部活動停止処分を行っていたが、かような不利益処分を課すためには、誰もが疑問を差し挟まない程度の裏付けをもった事実認定が要求されるべきである。しかし、客観証拠がない本件において、A君の供述のみをもって、誰もが疑問を差し挟まない程度の裏付けがあるとは言い難く、C君が指示、教唆したという事実の認定までは出来なかった。

ただし、少なくとも寮の部屋の中において、C君がB君と共にスプレー缶とライターを用いて大きな炎を出して遊んでいたこと自体はC君自身も認めているところ、かかる行為は、炎が服等に燃え移るなどして火事の原因にもなり得る重大な問題行為であったと考えられるのであり、ラグビー部としては、二度と同様の行為に及ばないようしかるべき指導を行い、今後同様の事態が発生しないよう対応策を検討すべきである。

2. 2022年6月26日にA君が熱中症で救急搬送された件

(1) 当日の状況

2022年6月26日（日曜日）、ラグビー部は、大学のラグビー練習場において他大学と練習試合を行った。当日は、当時の天気情報によれば、東京都心で36.2度の猛暑日であり、現地も35度くらいの気温の日であった。A君は、午前中からタッチジャッジ（ラインレフェリー）として参加していた。昼の休憩を挟んで午後にも試合があった。

午後の練習試合が始まってしばらくしたところ、A君は■■■■コーチのところに来て頭がくらくらする等と体調不良を訴えたため、■■■■コーチは熱中症の可能性を考慮し、処置のためインストラクターに引き継ぎ、木陰でケアをしたが、嘔吐するなど体調の悪化が見られたため、インストラクターがA君を寮内にある処置室まで歩いて連れて戻り、冷房を効かせた同室で体調が改善するのを待った。しかし、その後、■■■■コーチが確認した段階では熱中

症の症状改善が見られなかったため、より体熱を下げられる冷風が届く位置に移動させ、腋下等を氷嚢で冷却するなどした。しかしそれでも症状の改善が見られなかったことから救急搬送すべきと判断し、119番通報をして救急車を呼び、病院まで搬送した。同院においてA君は熱中症と診断され、点滴等の医療的処置を受けて改善し、その後、親とともに自宅に戻った。

(2) 問題点

近時は、夏期に限らず初夏から晩秋まで猛烈な暑が見られ、一般人が普通の生活を送るだけでも熱中症の発症の危険性があり、ましてや日中に炎天下のグラウンドで練習や試合等を実施する場合には、学生が熱中症になる可能性は非常に大きいといえる。

A君が熱中症と思われる体調不良を訴えた際、熱中症について現場でもっとも詳しい■■■■コーチが直ちに状態を把握し、自ら必要な処置をすべきであったが、この時点では■■■■コーチは他の業務を行い、不慣れなインストラクターに任せることになった。しかし、熱中症は処置が遅れることによって重篤化する可能性もある疾患であり、迅速且つ的確な対応を行う必要があった。A君の状態にもよるが、すぐに冷房の効いた休憩室に移動させて、腋下等を氷嚢で冷却するなど体熱を下げる処置を取るべきであったとも考えられる。併せて、可能であれば具体的な症状や体調不良の原因等（例えば、睡眠が十分であったか、朝、昼の食事は摂取したか、水分はどのように補給したか、昼休憩はきちんと取っていたか等）について本人等から聴取した上で状態観察を続け、状態が悪化傾向にあった場合には医療機関に連れて行く、状況によっては躊躇なく救急車を呼ぶなどの処置を行う必要があったが、■■■■コーチが初動に加わっていなかったため、最善の処置が行われたとは言い難い状態であった。

熱中症についてより重大視した慎重な対応を取るべきであったといえる。

3. 部内における大麻使用者の有無

(1) 2020年の大麻事件以降の大学の対応

2020年1月、ラグビー部員が大麻所持で逮捕される事件が起き、その際には寮内の捜索もされている。事件を受けて調査委員会が設置されたが、部員個人の資質の問題であり、部自体には問題がないとの結論が出された。

このような事件があったことを受け、大学が警察官による薬物問題に関する研修会を実施し、ラグビー部員も参加した。新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言が出るなどした時期には研修会が実施されなかったが、昨年度は2回実施されている。

■■■■前監督は、競技スポーツ部からのヒアリングで、学生が大麻を使用しているとの情報があると聞いたが、信憑性は低いと思っているとの見解であった。2022年11月28日に競技スポーツ部がラグビー部員に対して実施したアンケート「現在のラグビー部について問

題であると思う点について」(以下「昨年度の競技スポーツ部の部員へのアンケート」という)には、大麻を勧められた、大麻を吸ってる人がいる(実名を挙げたものもある)、大麻を使用する者の噂がある等との回答がある。

██████を含む現在のラグビー部指導陣は、特定の学生に大麻使用の疑いがあるという連絡を競技スポーツ部から受けた場合には、当該学生と密接にコミュニケーションをとり、生活態度の乱れがあれば指摘して修正させており、現状、問題はないと考えているとのことであった。生活態度の乱れを修正させ、礼儀を教えるなど、細やかに指導をしている様子が見えられた。

(2) 現状 (学生からのヒアリング結果)

学生からのヒアリングにおいて、大麻を吸っている者がいるという噂を聞いたという者は5名(使用の噂の対象者には卒業生のみという者も、現役学生を含むという者もあり、現役学生について複数名の名前が挙げられた)、大麻を使用するために寮の外に出たと思われる卒業生複数名を見たという者が1名、ある卒業生が大麻で酔ったような表情であったのを見たという者や、その者が大麻に関連して自分の実名が出ているらしいと言って慌てているのを見たという者が各1名、先輩(卒業生も現役学生もいる)から大麻使用を勧められたとした者が1名、勧められた友人がいるとした者が2名、紙で巻かれた大麻と思われる物を寮の居室内で見たという者が1名、大麻リキッドと思われる物を見たという者が1名、あるコーチが使用をした者を寮から出してかばったという者が1名など、実際に大麻を吸っている現場を目撃したという供述はなかったもののエピソードには実名も出されたことから、当委員会としては、単なる噂というよりも、学生は、寮生活での懸念として大麻の問題を捉えているものと認識した。

また、大学の苦情相談窓口にも、具体的氏名を挙げてラグビー部内に大麻を使用をする者がいるとの報告があったこともあり、自分に対して苦情があったということで指導陣から事情を聞かれたと述べた学生もいた。

4. 上級生から下級生に対する部活動時間外での指導と称したトレーニング等の強要

(1) トレーニングの強要

複数の学生の供述から、ラグビー部において、部活動時間外において、仕事でミスをした時、ラグビー部のルールに違反したりした時の指導と称して、上級生から下級生に対して、以下のようなトレーニングの強要が行われていたことを確認した。トレーニングの強要は、基本的には、ミスやルール違反を行った学生の学年全体の連帯責任として、当該学年が全員集められ行われていたとのことであった。

- ・ 夜遅くグラウンドを走る。
- ・ ムカデ(ウサギ跳びをする時のように足を曲げ、複数人で皆で連なり歩く)をしてグラ

ウンドを回る。

- ・ 腕立て 100～500 回
- ・ 1 周 400m のグラウンドを 1 周 1 分 10～20 秒で走る（それを 8 周程度行う）。
- ・ 屋上の凹凸のある地面で数時間正座する、あるいは腕立てのような体勢をとる。
- ・ スクワットをする。

上記のような指導は、練習や試合のために用意したジャージのサイズが違っていたとき、試合に必要な荷物（ボールなど）を積み忘れていたとき、物を片付けていなかったとき、風呂にお湯を張っていなかったとき、朝寝坊し皿洗いに間に合わなかったとき等のミスが続いたときに指導として行われていた。なお、1、2 回程度のミスであればミーティングの場などで口頭注意を行うのみであった。

特に 1 年生が上記のような形で指導を受けることが多く、ラグビー部全体として 1 年生は上記のような指導を受けてもやむを得ないという雰囲気を感じている学生が多数おり、上記のような指導が伝統的に行われていた実態がある。

なお、より具体的なエピソードとして、2022 年春頃、寮のルールを守らなかった 2 年生がいたところ、4 年生（ただし、3 年生と供述する者もいた）がルール違反のペナルティとして、2 年生全員を屋上に集め、長時間四つん這いになる姿勢（腕立て伏せの姿勢）を取らせるという指導が行われた。その様子は 1 年生も後ろで見るよう指示を受け、1 年生もルール違反をすると同じような罰を受けることになる、との指導を受けたとのことである。

(2) 坊主の強要

上記(1)のように仕事でミスをしたり、ラグビー部のルールに違反したりしたときには、坊主にするよう強要されることもあったとのことである。坊主については強要するものではなく本人の判断に任せていたという供述もあったが、明確に拒絶していたにもかかわらず、坊主にするよう繰り返し指導を受け、拒絶すれば連帯責任となるなどと言われ、最終的に坊主にせざるを得なくなったと供述した者もいたことから、指導の方法として坊主を強要していた事実があったものと考えられる（ただし、上級生がバリカンをもって下級生の髪を直接刈って坊主にするという行為までは確認できなかった）。

坊主にするよう指導を受けるのは、ルール違反やミスの程度が重大であったときに限られるとのことであるが、1 年間で相当数の人数が坊主になっている実態があったとのことである。昨年度の競技スポーツ部の部員へのアンケートでも、坊主の強要について止めて欲しいと述べる意見が散見される。

(3) 指導陣の対応と現状

上記のようなトレーニングの強要等については A 君の父親からも指摘を受けていたことを踏まえ、■■■■前監督から部員に対し、トレーニングの強要等は今後一切やめるようにと厳しい指導を行い、部内でも話し合いを続けたとのことである。

また、現在ヘッドコーチを務める■■■コーチにおいては、もしトレーニングの強要等があればすぐに教えて欲しいと伝えているとのことである。

以上の対応もあって、2023年度においてはトレーニングの強要等は発生していないとのことである。

(4) トレーニングや坊主強要の問題点

私生活においても規律を持って生活し、規則正しく生活することが、集団生活においては不可欠であり、監督、コーチの発言を借りれば、ラグビー競技の強さにも大きな影響を与える。

したがって、ラグビー部のルールに違反するようなこと等があれば、上級生、監督、コーチ、■■■において必要な範囲で指導を行う必要があると考えられる。なお、そもそも私生活は学生の自主性に任せるべきであるという考え方もあり得るところであるが（■■■前監督からは、学生が競技中に自ら考える力を養うためにも私生活において自主性を尊重したという趣旨の発言もあった）、部員は未だ社会に出ていない大学生であることからすれば、約130名もの部員において何らの問題なく集団生活を行うことはハードルが高いと考えられる。実際に常駐管理者が不在であった2022年度には寮内の秩序が乱れ、夜遅くに大きな炎を下級生に近づけて追いかけてまわすという事件が発生してしまったことからすれば、寮内における私生活を学生の自主性に全面的に委ねるとするのは適切とは言い難い。

そうだとすると、ルール違反者等に対しては、一定の指導を行う必要があるが、当然その指導方法は適法かつ適切な方法により行われるべきであり、体罰等は絶対にあってはならない。

しかし、これまではラグビー部において、ミスやルール違反をしたのだから一定の罰を受けるのは当然であり、罰として坊主にしたり厳しいトレーニングを行ったりするのもやむを得ないという考えが、学生だけでなく指導者にも少なからず存在したという点は大きな問題であったと考えられる。

5. 上級生等から下級生に対する暴行

上級生から下級生に対する暴行については、2年生（当時。以下、特定の者を指すときについて同じ）から同室者であった1年生に対するハラスメント的な行為として、すれ違いざまに腹を蹴る、拳で胸をぶたれるといったことが数回あったと述べる者がいた。また、木の棒のようなもので叩かれることがあったと述べる者もいたが、上級生からの暴力について言及した学生は限られていた。

2年生から1年生に対する暴行を目撃した4年生が当該2年生を注意したが、同様の行為を続けたため、■■■前監督に相談したところ、最終的にはそういう行為はなくなったと述べる者もいた。また、暴行ではないが、同室の上級生との折り合いが悪く、部屋替えを希望し、かかる希望が容れられた下級生もいたとのことである。

2019年に████元ヘッドコーチが、部員の頭に爪楊枝を立てた写真が SNS に流出した事件があったが、同じ頃、上位者が下位の者に対して、からかうような気持ちで、ライターで下級生の髪の毛を燃やすようなことがあったと述べる者がいた。

なお、昨年度の競技スポーツ部の部員へのアンケート自由記載には、ある1名の学生による暴力の記載があった。

過去において、行きすぎた身体接触等が、「上級生からのいじり」等という言葉で容認されてきた可能性はある。また、上級生からすれば軽いからかい程度という認識のものであっても、下級生にとっては苦痛に感じることは想像に難しくなく、上級生から下級生へのトレーニングの問題があることを考えると、上級生の指導が行き過ぎて暴力につながる危険は存する。

学生同士での「いじり」、特に上級生から下級生へのいじりや過度の身体的接触は不快に感じる事が多いことなどを学ばせるとともに、学生間でのトラブルが起こった場合には、速やかにコーチや監督へ相談できる体制や大学の相談窓口へ相談し、早期に解決を図ることが必要である。

6. ラグビー部、寮の管理体制

(1) 寮の設備等

ア 事実上の全寮制

ラグビー部の活動日程は、朝練習が午前5時から8時30分頃まで（1限がある者は途中で抜ける）で、午前5時から始めた者は7時までで終了することもあり、夕練習は、午後3時から8時までで、講義がある者は受講後に参加することとされている。

指導陣からは、入寮しない場合には、朝練に間に合わないこと、一人暮らしであると食事が偏るなど体作りに影響が出る可能性があることから、ラグビー部に入部する場合には入寮することによる旨を入部前の学生に対して説明しており、学生も入寮を前提としてラグビー部への入部を決めているとの説明があった。

確かに、電車の運行状況や、寮から各学部までの通学時間等を考えると、早朝の練習に合理的な面はある。

また、指導陣は、昨年度時間を短縮した朝練習を、一昨年までの時間帯に戻し、学生の生活の引き締めを図っているとのことである。長時間のつらい練習で克己の精神や自信・達成感を持たせること、朝起きる生活習慣を身につけさせることが目的とのことであった。一方、████前監督は、昨年度、睡眠時間を確保することと、短時間で練習に集中するのが理想と考え、朝練習の時間を繰り下げて時間を短くしたと述べている。

朝練習があるから必ず入寮が必要である、朝練習がなければ生活が乱れるという発想は、やや硬直的かと思われる。

一人暮らしでの食事が心配であれば、食事を寮でとらせることを検討できるであろうし、自宅が近くにあるということで入学・入部を希望する者も今後出てくる可能性があり、必ず入寮しなければ対応できないとまでは言えないのではないか。

また、昨年度の短時間集中の練習という考え方自体は不合理なものではない。学生の自主性が高まって生活態度や学習状況にも問題がなくなり、指導陣が学生を信頼できる状態となれば、短時間集中による練習を実現でき、入寮しないと練習に参加が困難な現状を変更できるのではないか。学生が自覚を持てるような指導をすることが重要である。

イ 8人部屋

指導陣からは、過去には和室でもっと過密な環境であったこと、ラグビーは組織力の要求されるスポーツであり、異なる学年で構成された多人数の部屋で生活することが規律を覚える上でも重要であり、そこで鍛えられたことが自信につながることで、卒業すると寮での思い出は非常に貴重である等の意見が出された。

学生からも、室長の4年生が部屋でLINEグループを作り、誕生会をしてルームメイトとの関係を深め、注意を与えるときも言葉遣いの隅々まで注意を払って部屋の運営がうまくいっているという意見、何も不満はないという意見、体育会としての覚悟があれば大丈夫であるという意見など、肯定的意見もあった。

また、指導陣からは、現在、居室を8名で使っているところはなく、6~7人で1室を使っているとの説明もあった。

しかし、一方で、学生からは、高校から寮に入っているのが大丈夫だと思ったが8人はきつuitと感じた、8人部屋では全くプライバシーがない、4学年一緒の部屋では上級生との関係が大変であり、上級生からの理不尽な命令やハラスメントを受けた者もあり、そういう先輩がいる部屋に当たったら厳しい環境になる、4年生が気を遣ってくれることで、4年生が気の毒あるいは気遣いが重荷と感じられる、学年別の部屋割りがいいのではないかと、8人は多すぎであり4人程度が丁度よいのではないかと意見もあった。また、■■■■前監督は、現在の学生の状況では、8人は多すぎるのではないかと意見であった。昨年度の競技スポーツ部の部員へのアンケートの自由記載欄にも、8人部屋を問題視するものがあり、室内の物が無くなる原因として挙げるものもあった。

素行が悪い、あるいは、ハラスメント的な対応をする者と同室になった場合、学生のストレスが非常に大きなものとなる。特にそのような者が上級生だと、抗議する、あるいは注意することもできないであろう。また、寮内の飲酒、喫煙、門限違反などは、同室者の生活の平穏を害するものである。

小集団を作って管理・監督する場合の適正規模として最大8人は果たして妥当か、という疑問もある。

ウ 学習スペース

各自のベッドには学習机となるように板が渡されており、幅は広くても、奥行きがない。自習ができるよう、各階に「パソコンルーム」があるが（パソコンは古くなったため廃棄したとのことである）、机の数が10と少なく、奥行きがないため書籍やパソコンを広げるスペースが限られ、また、椅子も壊れているものがあった。

部活動だけではなく学業にも力を入れたいが、勉強できる環境が貧弱と意見を述べた学生がいた。昨年度の競技スポーツ部の部員へのアンケートには、就職活動でのZoomを使える場所がない等と、スペースの不足を述べる者があった。

食堂を開放して時間外使用をすることはできないのか尋ねたところ、■■■■総監督は、学習のために開放したとしても、遊ぶためのたまり場になってしまう危惧を述べていたが、■■■■ヘッドコーチは検討に値するとの意見であった。

勉強は各学部で行い、寮は練習と食事、睡眠のために用いるものと割り切り、集中して学ぶ態度を身につけさせることも非常に重要ではあるが（■■■■部長は、集中力をつけ、はじめのある生活態度を獲得する手段としてこのように指導しているとのことである）、寮に帰ってから勉強したいという学生が現にいること、休日に学習や読書等に専念できる場所がある方がよいこと、今後、新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言下のように登校困難の状況が起こらないとも限らないことを考えれば、稲城寮内の個人の学習スペースが貧弱であることは否めない。

ベッドの机は、書籍やノート、PCを効果的に置きづらそうであり、多人数で生活する部屋なので、同室者が騒げば、落ち着いて学習することは困難である。

上記のとおり、パソコンルームの机と椅子の数は少なく、部員数に対応していない。指導陣から、パソコンルームで勉強している部員をあまり見ない、という話も出たが、使っていれば日立ことも利用しない理由として考えられる。

エ 私物の管理体制

遠征用ユニフォーム等の盗難及び転売については、本報告書において調査対象としていないが、盗難被害の問題は、学生の生活の安全に関わる問題であるため、主に私物の管理体制という観点から学生、指導陣からのヒアリングを実施した。

指導陣からは、盗難被害について、洗濯機や乾燥機に洗濯物を置きっぱなしにしており、管理が悪いために、ユニフォームや部から配布されたシャツが無くなることがある、人浴に際してシャンプーなどの取り間違いがあるという話があった。

しかし、学生からのヒアリングで窃盗被害の経験について尋ねると、時期はかなり幅があり、昨年度以前の被害が多いが、

- ・卓上扇風機、練習着、靴、革靴（退寮の際、部屋に置いてあった物が盗まれたことに気付いた、さらにPCを入れていた箱を漁った痕があった等）

- ・現金

- ・エアークロス、時計、香水
- ・スパイクシューズ
- ・革靴
- ・部屋に置いていた、高校生のときに作った記念のシャツ

といった、洗濯スペースでの取り違い等では説明できない被害品を述べた者もいた。また、昨年度の競技スポーツ部の部員に対するアンケートでも

- ・スーツ
- ・靴、スニーカー
- ・現金
- ・電動マシンガン

等が被害品に挙がっている。冷蔵庫の食料が誰かに飲食されてしまったという者もいた。

昨年度までの間、学生が監督に盗難被害について相談した際、現金を盗まれたのは鍵付きロッカーに入れなかったのが悪い、運動着を盗まれるのは名前を書かなかったのが悪い等と言われ、直ちに対応してもらえなかったとの学生の意見もあった。

盗難被害ではないが、棚に置いてある調理器具を先輩に勝手に使われてしまい、自分が使いたい時に使えず、洗いもせずに返却されて不快だったことがあり、4年生になった現在、そういうことを無くすように、人の物を借りるときは声がけすること等を皆に周知しているという室長もいた。この4年生のように、自分が嫌な思いをしたので自ら部の仲間を注意し、自分と同じ被害に遭う者を無くそうと努力することは、盗難被害等の問題行動を防止するために非常に良いことである。

また、指導陣からは、廊下の棚には扉がなく、昨年までは名札も貼られていなかったところ、本年からは名札を貼るようになり、取り間違いは減ってきているとのことであり、取り違えを無くす工夫も見られた。

物が空間にそのまま置かれた状態にあるということは、盗まれやすい、勝手に持ち出されやすい環境といえる。

被害の申告を受けた前監督が、被害者の対応に問題があるかのように注意し、窃盗被害への対応が遅れたことが寮内のモラルを悪化させた可能性もあると考えられる。

また、洗濯スペースで物が無くなる、洗濯機から出した物を学生が取りに来ないという点も、洗濯スペースでの物の管理のしかた・工夫が足りないからと考えられる。

(2) 寮の管理体制

ア 常駐管理者 ()

ラグビー部の部員は寮で生活をしているが、寮の管理者として () が寮に常駐し、ラグビー部員の私生活面を管理している。

具体的には、入学したての大学1年生に対しては、洗濯、掃除、挨拶の仕方、ごみの分別

を指導教育したり、朝起床してこない部員がいたり、掃除がきれいに出来ていない者、寮のルールを守っていない者がいれば、その都度指導注意し、部員の私生活を見守る役割を果たしている。

■の上記指導管理により、少なくとも寮の共有部分は清潔に保たれていることが確認できたが、■は、ルールを守らない学生に対しては、スクワット、腕立て伏せ、正座、バービージャンプなどのトレーニングを指導と称して行わせているとのことであった。

一部の学生からは、上級生から下級生に対する指導と称したトレーニングの強要については、■が助長させていたと思うと供述する者もいた。さらにトレーニングの強要にとどまらず、■に関して頭をはたくなどの暴行を加えている現場を見たことがあると供述する者もいた。

ただし、A君の父親からトレーニングの強要について問題提起を受けて以降、少なくとも2023年度においては、そのような行為はなくなったとのことである。

イ 常駐管理者（コーチ陣）

寮での私生活については、■以外にもコーチ陣が常駐して管理する体制が整えられている。

例えば、2020年度、2021年度においては、■ヘッドコーチが週の半分程度寮に寝泊りすることで寮内でもコミュニケーションを取り、気づいた点は指導することを行っていた。そのほかにも■前監督、■コーチ、■アシスタントコーチ、■アシスタントコーチも週に何度か寮に泊まって、必要に応じてコミュニケーションを取り、指導を行うことで、寮内での生活に秩序が保たれ、また、部員の生活態度が向上し、人間的な成長が促されていたとのことである。

しかし、2022年度において、■前監督が■前ヘッドコーチを招聘した後、■前ヘッドコーチは、ラグビーの指導のみが業務であるとして、寮に宿泊し常駐するということを一切行わなかった。また、■前監督も2022年度からは寮にほとんど宿泊することがなくなった。ヘッドコーチが常駐しないことに問題意識をもった■が■前監督に何度か話をしたが、状況が変わることはなく、■前監督や■前ヘッドコーチの学生との関わり方に疑問を持ったこと等から、■も寮内で積極的に学生を指導管理することをしなくなった。

以上のとおり2022年度においては、寮内における学生の私生活を管理する者がいない状況にあったとのことであるが、早朝のウェイトトレーニングがあるので、■コーチは昨年度も寮に宿泊している。

2023年度以降は、コーチ陣が変わり、現在の■ヘッドコーチは、生活面とラグビーの強さは結びついており、生活や規律もしっかりしなければラグビーも強くないとの考えのもと、週の半分程度は寮に宿泊し、毎朝の掃除を見て回る、■と連携を採って問

題のある学生はいないか情報共有をする、寮の規則に違反している者がいれば注意し、挨拶などもしていなければ注意するなど管理指導を行っているとのことである。

また、規律違反等があったとしても、トレーニングを強要するなどはせず、ルールを守れない部員は試合に出られないという話を繰り返すことで粘り強く指導を行っているとのことである。

■■■■ヘッドコーチのほかには、■■■■コーチ、■■■■コーチ、■■■■コーチがそれぞれ宿泊することのある体制となっている。

コーチ陣の宿泊する部屋は学生と同じフロアにあり、夜遅い時間に廊下などで騒いでいればすぐに気づくような位置関係にあることを確認した。

常駐しているコーチ陣によれば、現在は寮内の雰囲気も良く、学生においては規則正しい生活が保たれているとのことであった。

ウ 問題点

上記1のとおり、2022年春頃にB君が、ライターの炎に制汗スプレー（エイトフォー）から噴出された霧状の液体をあてることで出したガスバーナーのような大きな炎を、A君に対して近づけたということがあった。

このような事件が発生した原因は、B君の個人の問題でもあるが、2022年度においては上記イのとおり寮内にヘッドコーチや監督が常駐するという体制となっていないなど寮の管理体制が不十分であり、それゆえ寮内の秩序が確保されず、私生活における学生の意識が低くなっていたことも原因であると考えられる。

2022年度に寮の管理体制が不十分となったのは、■■■■前ヘッドコーチが学生の私生活には関与しないという方針をとり、■■■■前監督がそれを許容し同調したからであると考えられるが、ヘッドコーチや監督が寮に常駐するか否かは、ヘッドコーチや監督個人の判断、裁量に任せられており、■■■■前監督も、自身や■■■■前ヘッドコーチが常駐しなかった特別な理由があるわけではなく、そもそも常駐する義務があったわけではなかったからであると説明している。

そうだとすれば、2022年度に寮の管理体制が不十分となったことについては、■■■■前監督や■■■■前ヘッドコーチのやり方の問題として捉えるよりも、むしろラグビー部としてヘッドコーチや監督が寮に常駐すべきか否かについての方針を明確に定めておらず、常駐するか否かを監督や各コーチの個人の裁量に委ねるという体制に問題があったのではないかと考えられる。

なお、当委員会としては、2022年度に発生した問題の原因は、常駐管理者の不在のみにあったとは考えていない。そもそも2022年度においても■■■■は寮内に常駐しており、■■■■コーチも週に数日は宿泊していたとのことであるため、常駐管理者が完全に不在だったわけではない。常駐管理者の存在、特に部員と最も密な関係にあるヘッドコーチの常駐が寮内の秩序維持につながることは間違いないと考えるが、2022年度の人員体制のみをラグ

ビー部の問題と捉えるのは安直であり、常駐管理者の存在を確保するだけでなく後述するような多角的な改善策を講じる必要があるといえる（競技スポーツ部や指導陣からのヒアリングにおいて、2022年度の人員体制が原因であると短絡的に分析していると感じた部分もあったため敢えて付言する次第である）。

(3) ラグビー部内、寮内での集団生活（1年生の事務負担）

複数の学生から1年生の仕事量が非常に多いとのことで不満の声があった。1年生に割り振られる仕事内容は以下のようなものである。

- ・ 朝の寮の掃除
- ・ グラウンドの準備
- ・ 練習道具の片付け
- ・ タッチジャッジ
- ・ 水を運ぶ
- ・ 部屋の掃除
- ・ ゴミ出し
- ・ 食事のチェック
- ・ 食事当番（朝晩、サッカー部、アイスホッケー部を含め、食器を洗う）
- ・ 風呂掃除、等

不満を言う学生の中には、グラウンドの準備のために早く行き準備を済ませて長い時間待っていなければならない、疲れているのにただグラウンドで待機をしなければならないのは非常に負担である、昼に仮眠を取っていると気づかないうちに仕事の割り振りがあみだくじで決められてしまい仕事ができおらず、その結果ペナルティとしてトレーニングを強要されたという声もあった。

2023年度からは、上記のような声を受けて、朝の掃除は部員全員で行っているとのことであり、1年生の事務負担は多少軽減されたとのことである。

1年生というのは、大学に入学したてで大学の授業を含めて慣れないことが多く、また、大学での必修科目も多いのが通常である。部活動以外での負担が多い1年生に過度の負担を強いれば、大学での学業が疎かになりかねない。

1年生であり、様々なことを覚える必要があることから、広い範囲でラグビー部内の事務仕事を行うべきであることは否定されるものではないが、大学やラグビー部としては、学生の本分である学業面をサポートする意味でも、1年生に対して過度の事務負担が発生していないか目配りし、今後も可能な限り1年生の事務負担を軽減できるよう改善していくべきである。

(4) ラグビー部、寮内のルール

約130名もの部員が寮において共同生活を送るラグビー部では、寮内で円滑且つ規律あ

る共同生活を送るための規則が不可欠である。そのため、従来から「日本大学ラグビー部稲城寮則」という規則があり、ラグビー部員として寮生活を送る上での心構え、基本姿勢などが記載されていた。

昨年度の競技スポーツ部の部員へのアンケートにおいては、本来禁止事項となっている寮内やベランダで喫煙する者がいる、部屋で夜中の2時頃まで麻雀をやっている、未成年者の飲酒や喫煙がある等の問題行動に関する回答があった。

そこで、競技スポーツ部長から、2022年12月22日付「日本大学ラグビー部活動是正処置要求書」に基づき、ラグビー部に対し是正要求がなされ、同要求書では、寮内の規則が遵守されていない状況から規則の見直しを同部に要求していた。これを受けて、同部では規則を見直すこととし、その際、①学年代表のリーダー陣による話し合い、②各学年に持ち帰り検討、③全体ミーティングで承認するというプロセスを経ることとし、2023年3月に規則が改定された。

規則の内容自体は、従来と大きく変更されたものではないが、上記プロセスを経て定まった規則であるため、学生らにとっては、上から押しつけられたものではないという意識のもと、自分たちの規則として遵守すべき意識が高まる結果となったとのことである。学生らは、指導陣や██████から指摘されて是正するのではなく、学生同士で自主的に規則遵守に努めチェックする体制ができており、違反した者に対しては遵守を求めるなど主体的に動くようになっているとのことである。

もっとも、本来は寮の敷地内での喫煙は禁止事項とされながらも、██████においては、室内で秘密裏に喫煙することにより火災等が発生することを危惧し、本来禁止の喫煙を敷地内（調理職員の喫煙スペース）で喫煙可であると説明するなど、規則と運用に乖離が生じているものもある。規則を定めた以上は、遵守させる必要がある。

また、規則に違反した場合のペナルティについては、予め明記させ、恣意的なペナルティを課すことがないようにすべきである。

(5) 指導陣に係る人事権と2023年に監督・コーチ陣が変わった経緯

ア 大学が公表する人事権の所在

大学が自身のホームページにおいて「日本大学競技部の改革」として2018年11月9日に公表した事項の中には、「競技部の部長、副部長、監督及びコーチの選考方法」として、「『日本大学競技部部長、副部長、監督及びコーチ等に関する内規』を改正し、教育に重点を置き、学生の人格形成や競技力向上を目指した競技部指導者の選考基準を明記するとともに、『競技スポーツ指導者マネジメント専門委員会』を設置し、監督及びコーチの選考、選考基準について審議する体制を整え、運営してまいります」と記載されている。

そして、「日本大学競技部部長、副部長、監督及びコーチ等に関する内規」は、「監督は、

¹ <https://www.nihon-u.ac.jp/announcement/2018/11/9636/>

日本大学教職員又は学外に本務のある者…のうちから部長が推薦し、競技スポーツ指導者マネジメント専門委員会（以下『専門委員会』という）…の議を経て、大学が委嘱する」（第4条）、「コーチは、日本大学教職員又は学外に本務のある者…のうちから部長と監督が協議の上、部長が推薦し、専門委員会…の議を経て、大学が委嘱する」（第5条）と定めており、大学に監督、コーチの人事権があることを明記している。

イ 人事権行使の実態と2023年に監督・コーチ陣が変わった経緯

しかし、コーチ陣を誰にするかは、基本的には監督に任されているというのが実態であり、コーチとの契約についても、「日本大学ラグビー部監督[]」の名義で締結されていた。

2022年に元日本代表キャプテンの[]氏をヘッドコーチに招聘したのも[]前監督の判断であった。

2023年1月14日、ラグビー部選手一同として、[]部長に対し、概要以下の内容が記載された嘆願書が提出された。同嘆願書は全員一致の意見として出されたものではなかったがラグビー部員のうち7割程度の意見をまとめたものとして提出されたとのことである。

- ・ []前監督、[]前ヘッドコーチから熱意や誠意が感じられない。
- ・ 去年から部費が上がった理由が分からない。
- ・ AグレードとBグレードでラグビーの技量に応じてグループ分けして練習が行われているが、Bグレードは2022年8月以降ヘッドコーチによるラグビー指導を受けられなかった。これについて[]前監督は何も対応しなかった。
- ・ 練習内容に不満がある（フルコンタクト練習をお願いしてもやらせてもらえなかった）
- ・ []前ヘッドコーチが連れてきた部外者の威圧的な指導を受けた。
- ・ 選手ファーストではなく、監督、ヘッドコーチファーストである。

上記のほか、[]前ヘッドコーチは、Bグレードについて「ラグビーじゃなくてサークルだ」と発言し、Bグレードの4年生が不満を持ったということがあったとのことである。

また、この頃は、[]前ヘッドコーチ及び同氏が連れてきたコーチ陣とそれ以外のコーチ陣でコミュニケーションがうまく取れないこともあり、[]前コーチ、[]コーチが事前に聞いていた練習予定日にグラウンドに行っても練習が行われていなかった（練習日の変更が共有されていなかった）ということが複数回発生していたという状況にもなっていた。また練習人数も異なることがあり、その都度練習メニューを組み直すことが必要になり、あるいは、[]前ヘッドコーチ及び同氏が連れてきたコーチ陣が決めた練習メニューが他のコーチには共有されないということもあったとのことである。

以上の嘆願書を受けて、[]部長は、[]現総監督と共に競技スポーツ部と協議したところ、同部からこの問題は[]部長にて解決して欲しいと言われたとのことである。

そこで、[]部長は、ラグビー部所属の学生に対して、昨年度の指導陣に対する評価や問題点についてのアンケートをとり、各指導陣に対して、ラグビー部に関する改善策に関する意見を書面で提出させた。[]部長や[]現総監督は、学生スポーツの指導は生活指導も大

きいと考えていたが、前ヘッドコーチは、自分はスポーツの指導をする立場であるとの考えで溝が埋まらなかった。また、前監督は、競技スポーツ部と A 君の両親との面談の際、責任は誰が取るのかと問われ、自分が責任を取るとして、辞任届を同部に提出した。同時期、前ヘッドコーチもヘッドコーチを退くこととなった。

その後、後任の監督については、OB 会や顧問などの意見を聞き、数名をリストアップし、その中から、現在の総監督である氏がコーチであった氏を監督に推薦し、部長が承認し、最終的に大学が承認して氏を監督にすることが決定された。氏は、他の仕事をしながらラグビー部の監督を行うことになるため、サポートが欲しいということで、これまではなかった総監督の地位を設け、氏が総監督に就任した。

ヘッドコーチは総監督が決定したものである。部長や総監督の思いとしては、若い世代でラグビー部を変えていってもらいたいということで監督とヘッドコーチをお願いすることを決定したとのことである。

ウ 人事に係る権限分掌の不明確

上記のとおり、大学の内規上は大学に人事権があると明記されている。そして、「競技スポーツ指導者マネジメント専門委員会」は実際に組成され、会議も定期的開催されているようである。

しかしながら、少なくとも 2022 年度の前ヘッドコーチの選任については事実上監督に一任され、監督名義でコーチと契約を締結しており、内規の「コーチは、日本大学教職員又は学外に本務のある者…のうちから部長と監督が協議の上、部長が推薦し、専門委員会…の議を経て、大学が委嘱する」との定めは形骸化していたと言わざるを得ない。

また、前監督や前ヘッドコーチの処遇についても「競技部の部長、副部長、監督及びコーチに関する事務は、競技スポーツ部が行う」（日本大学競技部部長、副部長、監督及びコーチ等に関する内規第 9 条）と定められていることからすれば、競技スポーツ部が対応すべき事柄であったが、部長に一任するなど内規の定めとは乖離する対応を行ったものである。

日本大学競技部部長、副部長、監督及びコーチ等に関する内規には、教育に重点を置き、学生の人格形成や競技力向上をめざした競技部指導者の選考基準を明記するとともに、「競技スポーツ指導者マネジメント専門委員会」を設置し、監督及びコーチの選考、選考基準について審議する体制を整え、運営することが記載されている。かかる内規は、監督、コーチの人事権が大学にあることを明確にすることで、各競技部に対する大学の監視体制を確保し、もって適正な人事を行うために定められたものと思われる。

しかし、その実態は監督、コーチ陣の人事を、各競技部の部長や監督に一任してしまっており、内規通りの運用が行われていない点は非常に大きな問題であると考ええる。

特にヘッドコーチは部員と最も密にコミュニケーションをとる立場にあり、その人選如何で、ラグビー部の競技部としての強さだけでなく、部内や寮内の秩序等に重大な影響を与

えることになる。

ラグビー部の前年度指導陣の更迭や今年度指導部の選任については、ラグビー部が主体的に決定し、大学側の関与が見られず、大学側の追認で終わっている点は極めて大きな問題であると考える。

(6) 金銭管理の状況

ア 過去の経緯と現状

部費の管理については、2014年以前に監督が部費を適正に管理していなかったという問題が生じたため、2015～2018年には、競技スポーツ部の職員名でラグビー部の口座を開設し、事実上、同部において出入金を管理するようになって正常化した。しかし、競技スポーツ部の負担が大きいということで部費の管理がラグビー部に戻され、2019年からは■■■■前監督が口座を管理するようになった。■■■■前監督は、当初は会社に勤めていたが、早期退職をしてケーズネクストという会社を作っており、■■■■前監督の報酬は同社に支払われていた。また、昨年度は、■■■■前ヘッドコーチに対して、従前に比べると多額の報酬が、同コーチの経営する会社の口座に支払われるようになった。今年度は、コーチ陣が変わったこともあり、報酬の規模は一昨年度の規模に戻っている。

また、部費は過去1万5000円であったが、昨年度、監督の一存で1年生の部費が3万円に引き上げられた。今年度は、部費をもとに戻し、現在の2年生には部費が過払いになっているものとして取り扱っている。

部費の会計報告は、競技スポーツ部にされているが、昨年度の会計については、ラグビー部の活動と関連する経費か否かが詳細なところまで確認できていない状況にある。

また、保護者会に対して、部費に関する会計報告がされてきていたが、この数年は、コロナ禍のため、保護者会が開催されていなかった。

現在は、預金は総監督が管理し、マネージャー等からの連絡に応じて、適宜出金をし、都度帳簿に用途を明記して記載を残すなど、疑念が持たれないような管理をしている。

イ 金銭管理の問題点

1人1万5000円の部費であっても、130名以上を擁する部の全体会計は多額のものであり、適正に金銭管理をし、部の会計の報告をし、さらにそれを監査することが必要であるところ、会計報告の手続、監査体制といった点についての取扱いが不明確である。

ラグビー部の部費については、基本的に保護者から集めている毎月の部費を監督等が管理していた。しかし、2014年に部費の管理が問題となり、このころから、2018年まで競技スポーツ部が管理することとなった。しかしその後、金銭管理は本来当該部で行うべき業務であるとして、部内に戻されることとなり、監督が新しく作った同人名義の口座で金銭管理することとなった。このような部内での管理について、ラグビー部内でも従前同様競技スポ

ーツ部で管理することが良いとの意見も出されたが、変更されることはなかった。

保護者から集められている部費は、一昨年と昨年とで月額が異なっていたが、これについて詳しい事情等は保護者に説明されないまま、値上げがなされていた。

7. 相談窓口

(1) 大学の相談窓口

ア 相談体制

日本大学には、学生のハラスメント、いじめなどの人権侵害に対する相談窓口、公益通報窓口として学外窓口に■■■■総合法律事務所担当弁護士、学内のコンプライアンス事務局があり、学生の悩み等の相談としては、本部の学生支援センター、各学部の学生支援室、学生支援窓口があり、カウンセラーによるカウンセリング、コーディネーターによる必要な機関への架橋を業務としている。

A君は、大学も不登校状態となったため、所属学部へ相談をして、上記の窓口支援、さらに同学部から競技スポーツ部への被害申告等につながった。

しかし、昨年度退部した学生には、部活を辞めるに際して何らのフォローもないまま部活だけでなく大学も辞めた者があり、かかる学生の保護者は、大学での部活を辞めた者へのフォローが十分ではないとの意見を述べている（ちなみに保護者は大学教員である）。

現指導陣は、部活動に來なくなってしまった部員に対して■■■■ヘッドコーチ、■■■■総監督が連絡をし、來なくなった理由を尋ね、再度一緒にやろうと促し、高校のときの指導者にも連絡をしているという。それでも、練習がきつい、部以外の人と会う時間がないとって辞めた者もいるとのことである。

「日本大学競技部の改革」には、競技部の相談体制として、競技部学生及び指導者を対象とした相談窓口を設置し、運営していくとし、「競技部学生相談窓口」として、競技部学生に対して大学に設置している学生相談窓口を積極的に利用するよう周知したとする。また、臨床心理士等が定期的に各競技部を巡回し、競技部学生が相談できる仕組みを構築するとあるが、これは未だ導入されていないようである。この掲載が2018年であることからすると、未だ仕組みがないことには問題があると思われる。それから、スポーツ科学部に設置している日本大学スポーツサポートシステムを全競技部学生が利用できるようにしたとしており、このシステムでは、アスリートの心理的コンディショニングに関する助言等も行えるし、指導者に対して講習や情報提供を行えるとしている。

また、大学の相談窓口や外部・内部の通報窓口から競技スポーツ部に問題が提示されるケース、競技スポーツ部自体が独自に問題提起を受けるケースがあるとのことである。競技スポーツ部に相談があった際のフローチャートは別紙のとおりである。例えば、学生間の問題が生じた場合には、大学執行部に状況報告及び担当副学長からの指示を仰ぎ、学生間の問題

については競技部の監督に調査を依頼し、必要に応じて競技スポーツ部でも調査を実施して対応を検討することとなっている。

「日本大学競技部の改革」に、競技スポーツ部には、競技部指導者相談窓口が置かれ、監督、コーチ等が、競技部内で起こっている問題について相談できるよう、「競技部指導者相談窓口」を競技スポーツ部のホームページ「スポーツ日大」上に設置し、弁護士等で構成するチームに相談できるようにした旨の記載があるが、同ホームページに相談窓口に関する掲載はない。競技スポーツ部の説明によれば、相談窓口については、当初はホームページ上に掲載されていたものの、部の指導者からの相談ではない一般的な問い合わせ等が大半であったため閉鎖したとのことである。閉鎖するに当たっては、従前から競技部指導者と競技スポーツ部では常に連絡がとれる体制になっており、競技部監督と競技スポーツ部とはフラットな関係であること、競技部指導者が来所した際は、近況をうかがいコミュニケーションを図っていること、部長・副部長・監督・コーチ研修を年2回実施し、併せてコミュニケーションを図っていること、相談があった際には事務局に連絡があるか来課していることも考慮したとのことである。

イ A君の父親との対応の状況

前監督の報告書によれば、A君の父親は、前監督と2022年7月中に面会し、同月の段階で、A君へのいじめや盗難被害の問題などについて話をしたので、前監督はそれに対応する旨答えたが、同年9月にA君と面会した後は連絡がなかったとしている。前監督から初期段階で競技スポーツ部への連絡がされた形跡はない。

A君の父親は、同年8月23日、A君の所属学部で相談し、その後、同年11月上旬に至り、同学部から競技スポーツ部に対して、A君の部内でのいじめ、盗難被害、練習試合中にA君が熱中症で倒れたことへの相談がきたとの連絡があった。競技スポーツ部は、この時点で初めて本件について把握し、前監督に対して改善を依頼するとともに状況を報告するように依頼した。同月9日、前監督から報告書が提出されたことを受け、執行部に報告をし、前監督に対してさらに調査を依頼したが、競技スポーツ部でも、同年11月28日から全学生及び指導者に対しての調査を開始した。競技スポーツ部は、部員全員へのヒアリングや無記名の調査票を配布・集計（「昨年度の競技スポーツ部の部員へのアンケート」と呼んでいるものである）し、事件に関わる者の個別ヒアリングを行い、A君の父親に回答したところ、さらなる対応への要望などがあった。

本件に関して、B君の保護者は、前監督が、A君へのいじめに関わったB君とその保護者に対して、昨年夏、A君の件があるので退寮するよう指示し、B君が退寮した、その際、白地の退部届を預けるように言われ、同年12月、A君の件でほとぼりがさめないで退部して欲しいと求められ、退部に至ったという。前監督は、A君へのいじめ問題の解決のためにB君を退寮させたことをA君の父親に同年9月に報告したものである。前監督は、A君の父親が問題視する内容が、A君へのいじめの問題や窃盗被害、下級生へのペ

ナルティ等の問題であり、競技スポーツ部やラグビー部指導陣との問題共有を図るべきであったところ、B君を退寮させたことで事が収まるものと考え、問題を深刻にとらえていなかったと思われる。

一方、ラグビー部指導陣によれば、2023年1月、部員名で〇〇前監督・〇〇前ヘッドコーチを解任して欲しいとの「嘆願書」が〇〇部長に出され、〇〇部長、〇〇現総監督が競技スポーツ部と協議したところ、同部からこの問題は〇〇部長のほうで解決して欲しいと言われたとする。また、このときに〇〇部長、〇〇現総監督は、競技スポーツ部からA君の父親から「ガスバーナー」等の問題について対応を迫られていると初めて聞いたが、この件については同部で対応するとの回答を得たとする。〇〇部長は、A君が入寮して間もないころ、新入生と話をした際に、A君から、「先輩の当たりがきつい」という悩みを相談されていたところ、今般問題となっているガスバーナーの件は、まさに先輩からのハラスメントの問題なのであり、早く本人や保護者と合わせてもらえれば、部としての対応がもっとうまくいったのではないかと思うと述べていた。

A君の父親は、競技スポーツ部と6回の面談を重ねるなどしたが、第1記載のとおり、2023年5月8日付で、理事長・学長宛に第三者委員会の設置を要望したので、競技スポーツ部は大学執行部と協議し、同月24日、顧問弁護士にも相談したうえで、大学として第三者委員会の設置を決め、当職らが委員に選任された。

(2) 問題点

ア 本件の初動の遅れ

〇〇前監督は、7月の段階で、A君の父親に対して問題に対応すると答えながら、〇〇部長やA君入部に関わったスカウトなどのラグビー部の首脳陣を交えて、A君の父親と早期に話し合う機会を持つことなく、夏のうちにB君を退寮させたものの、ハラスメントや犯罪被害にかかる問題等の重要性を十分認識していなかったため、対応が遅れたと考えられる。

イ ハラスメントや犯罪への対応についての認識共有と権限分掌の不明確

部の監督等の指導者が、部員から、部活動や寮生活でいじめの被害に遭った、寮内で犯罪が起きている可能性がある等という問題提起を受けたときに、大学当局と情報共有をしなければならないという認識がなかったと考えられる。

また、問題に対して主体的に動くべきなのが競技部なのか、大学ないし競技スポーツ部なのか、その連携をどのように行うかについてのフローがわかりやすく整理されていない。

競技部の人事権についても、競技部と競技スポーツ部との権限の整理が明確ではない。

事態がこじれてから情報共有がされ、本来解決できたはずの問題が解決できなかった可能性もある。

ウ 全学的な学生サポートの機能不全

部活動をしている学生が、自分の運動能力を高めたい一心でオーバーワークになったり、うまく自分の能力が発揮できずに悩んだりすることがあり得る。A君は、オーバーワークの様相があり、早期にスポーツサポートシステムに架橋して、疲労度を解析し、スポーツ科学の面から助言を受けられれば違った事態を導き得たように思われ、昨年度の指導陣が、このようなシステムを十分認識していなかった可能性もある。

そして、部活動を辞める学生は、長年やってきたスポーツを辞めることの悩みや苦しみ、悲しみがあるはずであり、部を辞めることが大学を辞めることに直結してしまうおそれがあり、このような者の悩みを聞き、心理的に追い込まれることを避けるためのシステムが必要である。

第4 改善策の提言

1. 適正な人事権行使の体制構築

上記第3の6(5)のとおり、大学の内規上は大学に人事権があると明記されているにもかかわらず、ラグビー部の実態は監督、コーチ陣の人事を、部長や監督に一任してしまっており、内規通りの運用が行われていない。

監督、コーチ陣の人事権を大学で掌握するという内規の定めは、各競技部に対する大学の監視体制を確保し、もって適正な人事を行うために適切な内容となっており、同内規通りに厳格な運用を行うことを徹底すべきである。

具体的には、競技部の指導陣の選任手続について、競技スポーツは積極的に関与し、監督やコーチとの契約締結も大学が当事者となってその内容を確認し捺印手続も行うことが考えられる。

また、選任においては、後記6のとおり寮への常駐可否も重要な要素として考慮するような運用をする、又は、内規の選任条件として追加することが考えられる。

2. 適正な金銭管理の体制構築

会計について規則を定め、人の交代があっても、ルールに則った金銭管理ができるようにすべきである。2023年度からは、 総監督が金銭管理を行うこととなり、その収支を明らかにするために、日々の出納を付け、収支が事後的に検証可能なように実施している。約130名もの部員を抱え、多額の収入、支出があるため、第三者による会計監査を実施すべきである。

また、人件費など、多額の支出が見込まれるものについては、契約書や覚書を取り交わすなど支出の根拠を具体的に示せるようにするだけでなく、適宜大学当局や保護者会への報告もなされるべきである。

3. 指導者に対する教育等

監督やコーチ陣の対応が部活動の命運を左右する立場にあると言えるが、ラグビー部内で何か問題が発生すれば当然日本大学が責任を問われることとなる。

そこで、「日本大学競技部の改革」では、指導陣の人事権を大学で掌握するというほかに、以下の提言を行っている。

監督コーチ会の設置（監督・コーチの指導力向上の取り組み）

競技部の監督及びコーチにより構成される自主的な運営組織として、監督コーチ会を設置いたします。競技の枠を超えた情報交換、各競技部での取組状況を共有することにより、監督・コーチの指導力向上を図ります。

また、監督コーチ会とは別に、スポーツ倫理の周知・徹底及び競技部指導者としてのルールの遵守意識及び規範意識の向上並びに指導上の知識や経験、指導上の問題点等を意見交換する研修会として、「部長・副部長・監督・コーチ研修会」を定期的に開催しています。

大学においては、実際に、名称は若干異なるものの「競技スポーツ審議会競技部監督・コーチ研修会」という名称で研修会が開催されており、例えば2022年1月に開催された研修会では、JOC（日本オリンピック委員会）選手強化本部インテグリティ教育ディレクターを講師に招いて、JOCが取り組むインテグリティ教育の内容とその背景、JOCが掲げる人間力なくして競技力向上なし、日本大学競技スポーツ宣言に関する講演を行い、研修会後に監督コーチで意見交換を行うということを行っている。

これらの活動も監督、コーチ陣の指導力向上に役立っているとは思われるが、より具体的なメッセージとして、例えば薬物、体罰は絶対に許さないこと、トレーニングの強要や坊主の強要もしてはならないことなど、教育的観点から指導方法の限界やあるべき指導方法を定め、示し、その内容を指導教育することで大学内の競技部全体が遵守すべき事項に共通理解が生まれ、一体的な指導方針を確立できると考えられる。監督やコーチ陣の質を一定レベルに保つために、大学としては、かような対応も検討すべきである。

4. 相談窓口に関する改善点

(1) 競技部から競技スポーツ部に対する早期の情報共有

競技部から競技スポーツ部に対して早期に情報共有がなされるよう、①競技部の監督においては、部や寮内にてハラスメント、犯罪等の問題が提起された場合には、些細な案件と思っても（「体育会系ならこの程度のことはある」という考えが前監督にはなかっただろうか）競技スポーツ部に情報を上げる、②大学においては、ハラスメントや犯罪が疑われる事態への対応方針を明確化し、競技スポーツ部が適宜介入できるようにする、という改善策がとられるべきである。

前監督が A 君の父親から言われたことを競技スポーツ部に連絡し、同部が早期に学生への聴取を行えば、事件発生から日が浅く、現在のように事が大きくなっていないのであるから、ガスバーナーの件や窃盗の件でも、部員が構えることなく事実を述べることができたはずであり、この報告書よりも詳細な認定ができた可能性もある。

(2) 競技スポーツ部が情報を得た場合の競技部との共有

部員や保護者から競技スポーツ部に対して相談があったときの同部の対応は、各競技部の対応以上に重要なものといえるが、本件を見ると、同部と競技部との分担が明確でないように思われる。

各競技部に学生または保護者からの改善要求、意見、あるいはクレームがあった場合には、競技スポーツ部に対して速やかに申告するよう各競技部に指示し、逆に、競技スポーツ部に改善要求等があった場合には、監督に調査を依頼するだけでなく、各競技部内で、どのレベルの指導者に対して連絡をして対応を協議するべきかについて予め指針を定め、マニュアル化しておくべきである。

監督一人では調査が困難であり、他の指導者との協力が必要な場合も多いと考えられる。本件においては、ラグビー部では、過去の大麻問題やコーチのハラスメント騒ぎなどで部長が自ら対応してきたのだから、競技スポーツ部は、部長に対して A 君の件を直接報告するか、前監督から部長に報告するよう指示をすべきではなかったかと考える。

しかも、本件では、いじめ、窃盗等の犯罪といった学生の安全を脅かす問題が含まれていた。いじめや犯罪は、大学が人権の問題として速やかに対応すべき事項である。運動部の指導者が、いじめや犯罪の問題を部員や保護者から耳にした場合には、競技スポーツ部と情報を共有し、同部は、関係者からの聞き取り等の調査について、競技部に任せるのではなく、競技スポーツ部において、適切な人選を行い、学生への聴取等の調査を実施すべきである。競技部に調査を任せると、加害学生への情や競技上の重要性を考慮したガバナンスを欠くものとの疑いを持たれる危険があり、それを回避する必要がある（これはラグビー部の本件への調査を指しているわけではなく一般論である）。

5. 競技部で完結するのではない全学的なサポートと知識の共有

競技部の学生に関する問題の対応が競技部で完結するものであってはいけない。スポーツサポートシステムや、各学部の相談窓口、カウンセリング窓口などとも協力しあい、学生の身心に対するサポートを全学的に行うべきである。競技スポーツ部は、競技部の指導者への研修などの機会を通じて、競技部の指導者に対して、十分な情報提供とシステムや窓口の積極的な活用について呼びかけるべきである。

また、研修においては、指導者に対して、ハラスメントとは、被害者が被害の認識を持った場合に生じるものであり、学生同士のいじめもハラスメントであること、ハラスメントや

犯罪の被害を学生に我慢させてはならず、加害者への対応が必要であるし、ハラスメントに関するマニュアルを配布するなどの細やかな指導も必要であろう。

6. 常駐管理者の確保

寮に常駐するか否かを監督や各コーチの裁量に委ねるという体制となっていたことに問題があると考えられるところ、監督やコーチなどの常駐者を確保する体制を整えるべきである。

寮において常駐管理者を確保するためには、例えば以下のような方法が考えられる。

(1) 寮への常駐をヘッドコーチの選任条件とする

ラグビー部においてコーチの常駐（少なくとも週の半分程度の宿泊）が必要なのであれば、ヘッドコーチに就任を打診する際に、寮に常駐（少なくとも週の半分程度の宿泊）し、学生の私生活を監督指導してもらうこともヘッドコーチの役割として期待していることを伝えると共に、そのことをヘッドコーチの選任条件とすべきである。

寮に常駐することはヘッドコーチの生活も相当程度制限することとなり非常に負担の重いものとなるが、常駐の必要性の高さに鑑みれば、いかにラグビーの指導力や競技実績があったとしても、かかる選任条件を満たさない者（常駐を拒否する者）であればヘッドコーチという重役を依頼するのは控えるべきであり、そのような重い負担、役割でも引き受けてもらえる者を粘り強く探索すべきである。

(2) 大学側での採用、派遣

寮に常駐するとなるとラグビー部の活動以外は基本的に難しい状況となるため、常駐を依頼する監督やヘッドコーチには相応の報酬を支払う必要があると考えられる。

現在当該報酬はラグビー部の部費で賄われているのが現状であるが、ラグビー部の部費にも限界がある。

そこで、ヘッドコーチなどの重役は、大学の職員として採用し、その報酬を大学で負担することも一案として考えられる。

「日本大学競技部部長、副部長、監督及びコーチに関する内規」においても、「日本大学教職員又は学外に本務のある者」を監督、コーチの原則的な選任基準としており、実際に他の部活では実際に大学職員をコーチ陣に迎えているところもある。

大学においては、部活間での不公平感が出ないように、どの部活にも公平に大学職員をコーチ陣として派遣することを検討することも考えられる。また、ラグビー部においては、指導者たり得る資質の部員の就職先に日大を選択することを促す方法も考えられるところである。

7. ペナルティの明確化

上記第3の4のとおり、これまでラグビー部においては指導と称したトレーニングの強要や坊主の強要が行われてきた実態があるが、指導方法は、原則口頭注意、対話により行うべきである。

他方で、部活動の現場においては、話をするだけでは改善が見られない事態も実際に想定される場所である。しかし、指導の一環としてペナルティを与えるのであれば、口頭注意で足りるにもかかわらずペナルティが課されないよう、ミスの程度に見合わないペナルティが課されないよう、指導陣個人の判断でペナルティの有無や種類等が区々とならないよう、十分に留意する必要がある。

そのために、いかなる場合にペナルティを与えるのか（ミスの程度で決める、回数で決める、又はそのいずれも基準とする等が考えられる）、いかなるペナルティを与えるのか（反省文の提出、全体ミーティング等での反省文の読み上げ、最も重いペナルティとして試合に出さない等が考えられる）を明確にし、「日本大学ラグビー部稲城学生寮生活規則」に追加し、又は、別途の規則を定めることが考えられる。その際、指導の一環として、体罰、トレーニングの強要、坊主の強要を禁止することも明記すべきである。

例えば一例として、素行の問題（騒ぐ、喫煙、門限違反など）が明らかになった者、ハラスメント被害の加害者として申告をされた者に対しては、①軽微な問題であれば指導陣から厳重に注意を与える、②強い監視が必要な場合は、泊まり込む指導陣の部屋近くに隔離する、③素行が改まらなければ退寮させる等といった、他の学生に被害を与えるといった行動をとった者に対する対応を規則化することが考えられる。

そして、その実効性を確保するために、2023年3月6日から運用している「日本大学ラグビー部稲城学生寮生活規則」を作成したのと同様の手順で、学生に第一案を考えさせ、指導陣が指導しながら規則を作成していくことも重要であると考えられる。

またルールを作成するときには、寮の管理者である[]とラグビー部の指導陣は相互に協力し、同じ考え、方針で対応すべきである。ラグビー部のコーチ陣からは寮内での喫煙は禁止しているとの説明があり、実際に寮の規則にも「寮内は禁酒、禁煙（電子タバコも含む）とする」と定められている一方で、[]は、喫煙を禁止すると外で吸う者が出て山火事の原因にもなり得るため、吸うなら職員の喫煙所を使ってもらいたい、と学生に伝えているとのことで方針がずれていると思われる部分もあった。学生の混乱等を回避するためにもラグビー部のルールと寮のルール（[]の考え）を統一するよう両者緊密なコミュニケーションをとることが肝要であり、そのために上記の規則を作成した際は[]にも共有し、共同してルール作りをしてもらうことも考えるべきである。

8. 大麻に関する改善策

ア 大麻蔓延の実情

当委員会は、特定の学生の部活動の停止やラグビー部の活動停止について意見を述べる立場にはない。以下は、あらゆる学校、あらゆる組織における薬物犯罪に関する一般論と、それをラグビー部に当てはめたものと考えていただきたい。

一般の人が考えている以上に大麻は蔓延している。若者には、大麻は使用しても害がない、海外では大麻は自由に使ってよく、規制のある日本は遅れているという誤った考えを持つ者が少なくないし、ヒップホップのミュージシャンが、大麻で逮捕されても規制が悪いと主張し、それに同調し英雄視するファンも多い。海外遠征をした場合には、外国人選手が大麻を使用している場合もあるだろう。警察官からの研修を実施しても、使用している者、大麻がよいものと思い込んでいる者への感銘力は乏しい。

優秀で仕事熱心な官僚や会社員でも薬物犯罪を起こすのであり、生活態度や礼儀正しさが薬物犯罪をしていないことを裏付けることにはならない。そもそも、疑いをかけられた部員が事情を聴取されたとき、部活動継続したさに「私は大麻を使用していません」と言う可能性も高い。

部や大学が最も守るべきなのは、まじめに部活に励んでいる学生たちである。部活動をしている学生を事実上全員入寮させている以上、万一、部員に大麻使用をする者がいた場合には、使用をしていない学生への誘引や強要といった学生の安全を害する事態や、犯罪行為についての「口止め」が強要されるおそれがある。部員が逮捕されれば、真面目に部活動をしている学生まで部活動停止や出場停止のペナルティを課されるし、ラグビー部だけでなく大学への信頼まで害される。現在の対応には、このような、真面目に部活動をしている学生をどう守るかという視点が十分ではないように思われる。

イ 改善策

学生に対して、警察官による講習会（おそらく、毎年大きく内容を変えるものではないと思われる）を開催して聴講をさせることに止まらず、DARC（ドラッグ・アディクション・リハビリテーション・センター）のような薬物依存からの回復をめざす民間の当事者団体の人に大麻使用の体験を元にした具体的な被害に関する講義をしてもらう、薬物依存に詳しい医師から医学的見地からの実態や被害について話してもらうといった、学生に大麻問題の現実を理解してもらうための講習を開くことも考えるべきである。また、薬物啓発のポスターや大麻の写真を寮内に貼り、学生だけでなく、教職員、部活動の指導者に対して、具体的に大麻がどういう物であるかを視覚的に示しておくことも大切だろう。学生の中には、大麻ないし大麻リキッドらしき物を見たという者もあり、学生が違法薬物という確信を持つような情報を持たせることで、関わらない、相談するという動機付けが生まれる。そして、違法薬物の所持や使用を見た場合には、監督・コーチ、大学の通報窓口への通報をするように啓発し、部や大学が違法薬物を許さない態度を取ることで学生に協力を求めることも重要である。

大麻を使用している学生がいるという情報があつたとき、部や寮において、指導者が、名指しされた学生に対して、生活状況を観察し、密接にコミュニケーションを取るということは既に実施されている。さらに、学生や保護者からの使用や所持の疑いについての通報などが大学の通報窓口や競技スポーツ部に入ったときはその情報を競技部に、また、同様に、競技部の把握した情報を競技スポーツ部ないし大学当局に共有しようとするときに、どのような方法で連絡をし合うか、誰が具体的に事情を聴取するか、保護者への連絡をどのタイミングで行うか等のフローを明確に定めておくべきである。指導者に、違法使用についての真摯な通報があつた場合には、通報された者に対して、単に聴取・注意をするだけでは足りないかもしれない（例えば所持している物が現実にある場合など）。大学として統一した緊急対応策を決めておくべきであり、競技スポーツ部において、競技部やその寮において対応するためのマニュアルを作成し、各競技部、各寮に徹底しておくべきものとする。

さらに、昨年度の卒業生は、2020年の大麻事件のとき1年生だったことを考えると、調査委員会が、事件を起こした個人の問題であり、ラグビー部には問題がないとした調査の内容についても再検討する必要がある。

9. 入寮のあり方の再検討

現在は事実上の全寮制となっているようであるが、今後、自主性に富み、態度のよい学生が退寮して通所したいという場合に、実験的に通所を認めることも考えられる。

同志社大学は、入寮者の割合や練習時間を同大学ホームページ上に公開しており、寮生活者63名に対して、下宿47名、自宅56名であり、練習時間は短時間集中型で、京田辺校では、15時から16時がウェイト、16時から17時が準備時間、17時から19時30分が練習、今出川校では、9時から10時までがウェイト、17時から19時30分が練習とのことである。

他大学のやり方なども参考にしながら、朝練習のあり方や入寮のあり方について、学生の意見も聴取し、学生のモチベーションを高めながら再検討する必要がある。

10. 部屋の人数の再検討

部の一体感を持たせることと、異なる学年で大人数の部屋に入ることが等価といえるのかどうかも問い直してもよいのかもしれない。

問題を抱える学生に他の学生が気付かない可能性など、個室には個室の問題があり、寮室の適正な人数が何人かというのは悩ましい問題ではあるが、他の部や他大学の例なども参考にして、学生が必要以上のストレスを抱えないですむような居住環境を作ることが望ましい。

例えば、バンデリアン稲城は原則個室とのことであるが、同寮を利用するサッカー部においては、ミーティングスペースを設け、試合のビデオを皆で観戦するなどして学年を超えた交流の場を持っているとのことであつた。稲城寮にいた陸上部が八幡山寮に移つたとのことであり、他の部がそこを使わないのであれば、ラグビー部において、1室の人数をさらに

減らすことが可能と考えられ、適正人数についてさらに検討を重ねて欲しい。

また、学生は、室内のプライバシーのなさを指摘している。収納スペースが少なく、各自の持ち物が丸見えの状態だけでも改善を図るべきではないか。後記 12 でも触れているが、現在、鍵の掛かる金庫に入れられる物は貴重品に限られる。鍵付きのロッカー（金属ロッカーの中古品であればかなり安く購入できる）を空いた2段ベッドのところに置けば（1部屋6人に抑えればベッドが2つ空く）、場所を確保できる。

現在の設備を大きく変更しなくともアイデア次第で居住環境の改善はできるはずであり、大学やラグビー部においては、「学生ファースト」の精神で思考を止めずに検討を重ねるべきである。

11. 学習スペースの確保

食堂の学習への使用について、使用終了時刻を決める、私語はしないなどのルールを作る、指導陣が見回るといった決まりを作ることで、だらだらとたむろする場所になる危険を回避しつつ、適切な学習スペースの提供が可能ではないかと思われる。

旧ウエイトルームでレポートを書いたという学生もおり、同室を積極的に学習場所に供すことも考えられる。折りたたみの机と椅子やデスクチェアならばそれほど場所はとらないであろうし、折りたたみのパーテーションを置けば、さらに学ぶ環境が整うものと思われる。その場合もルール作りが必要である。

12. 窃盗被害の防止策

窃盗被害は、寮内への不審者の侵入によっても生じ得るから、学生の私物は上記 10 で指摘したように鍵付きロッカーにしまえるようにするなど、学生の大事な私物を守る環境を作ることが必要と考える。

盗難被害が生じたという相談があった場合には、被害に真摯に向き合うことが「学生ファースト」の対応である。競技スポーツ部では、寮での窃盗被害を誰に申告するのか、防犯カメラ画像の解析を誰がするのか、解析結果から日大生が加害者と特定できた場合の情報集約方法、加害者の聴取主体や加害者への処分などについて、各部の各寮における統一したルールを策定すべきである。大学としての統一的な対応が必要と考えられるからである。稲城寮を例にとれば、防犯カメラの管理を[]が行っているが、学生が最初に被害申告をするのは[]か、競技スポーツ部か、部の指導陣か、ビデオの解析は[]一人で行うのでよいのか等ということを決めておく必要があるということである。

誰の物かわからないユニフォーム等を転売する行為であっても、占有離脱物横領罪に問われ得る。誰の物かわからない物の廃棄のルールを明確化、徹底し、勝手に拾って売るようなさもしい行為をさせないことが重要である。

そして、学生が洗濯機や乾燥機に洗濯物を放置して取りに来ないことが物が無くなる原因と考えられるとしても、他人のものと混ざってしまった運動着や下着、靴下等の中から自

分のものを仕分けし持ち帰ること自体に手間がかかる（種類やサイズが同じことも多く、見分けがつかないこともあるだろう）し、誤って他人の物を持ち帰るリスクを考慮して放置してしまう可能性もあろう。この解決方法として、①学生が洗濯をする際、名前を書いた大きな洗濯ネットに洗濯物を入れて洗うようにする、②洗濯機や乾燥機に置き忘れたものは洗濯ネットに入れたまま大きな箱や袋に入れておく、という手順を守れば、誰の置き忘れか明確になるし、「自分の物を探そう」という動機付けになる。他にも、洗濯機1台分の洗濯物を入れられる洗濯カゴをいくつか準備し、洗濯機や乾燥機から出した物が他の者の物と混じらないようにすることも考えられる。上記①②の手順はヒアリングした学生からのアイディアであり、学生からの有益なアイディアを吸い上げることで、寮生活の質を上げられるものとする。

さらに、物の管理の話からは若干外れるが、洗濯機の台数を増やせないかも検討に値する。ベランダにも洗濯機があるが、壊れている部屋もあり、絶対的に洗濯機の数が足りないと述べた学生がおり、約130人の部員を擁し、沢山の洗濯物が出る状況の割に、洗濯機の台数が少ないというのは我々も感じたところである。建物の構造が許すのであれば、ベランダの洗濯機を増やし、居室内に洗濯物を干せる場所を作る（そのためにも定員を減らすことが必要かもしれない）などの対応も考えられる。

13. 熱中症の防止策

現在のように、夏期を中心に高温気象が見られること等を前提とすると、ラグビー部のようにハードな練習、試合を行う部活動における大学当局や監督・コーチには、かかる気象下でトレーニング等を行う部員の体調管理に十分留意することが求められる。

A君が熱中症で救急搬送された日には、部員等には休憩を取るよう指導をしていたとのことであるが、事後的に判明したところによれば、A君は昼休憩も十分に取らず、また、昼食を摂取していなかった可能性もあるとのことである。

本件が発生した要因等は、A君から具体的な事情等が聴けていないために判然としないが、指導者側は、体調管理や休憩の重要性を学生に丁寧に説明すること、特に、入学後大学生活や部活動に慣れていない1年生に関してはより慎重に体調管理等に留意し、上級生を含め、休憩を取っていない下級生を見かけた時には注意をするなどの配慮が求められる。

また、熱中症等学生によく見られる体調不良、怪我等が発生した場合には、どのように処置を行うかについて、予めチャート図などを作成して、指導者の側で、いつでも、誰でもすぐにすべきことがわかり、処置等が行えるよう、医療的な処置が迅速且つ的確に実施できるよう連絡や相談ができる体制を整えておくことが望ましく、救急搬送を躊躇しない姿勢も重要である。何よりも熱中症を軽視しない姿勢が必要である。

更に、同様の事態が発生しないよう当事者には事情を聴取し、原因分析をすることを怠らないようにすることも必要である。なお、当日は、A君の母親は見学のため現地におられたとのことであるが、親権者等家族への連絡や報告も可及的速やかに行うことが求められよ

う。

14. 問題解決への姿勢

A 君の父親からの要望に対して、■■■■前監督は、B 君の退寮、次いで退部をさせ、その後、ラグビー部の人事にかかる問題が生じた後、■■■■前監督が A 君の問題について全責任を取るといこととなり、さらに、A 君の父親から理事長及び学長宛書面が届いた後は、C 君、G 君を部活動停止の状態にしたうえで第三者委員会を設置した。

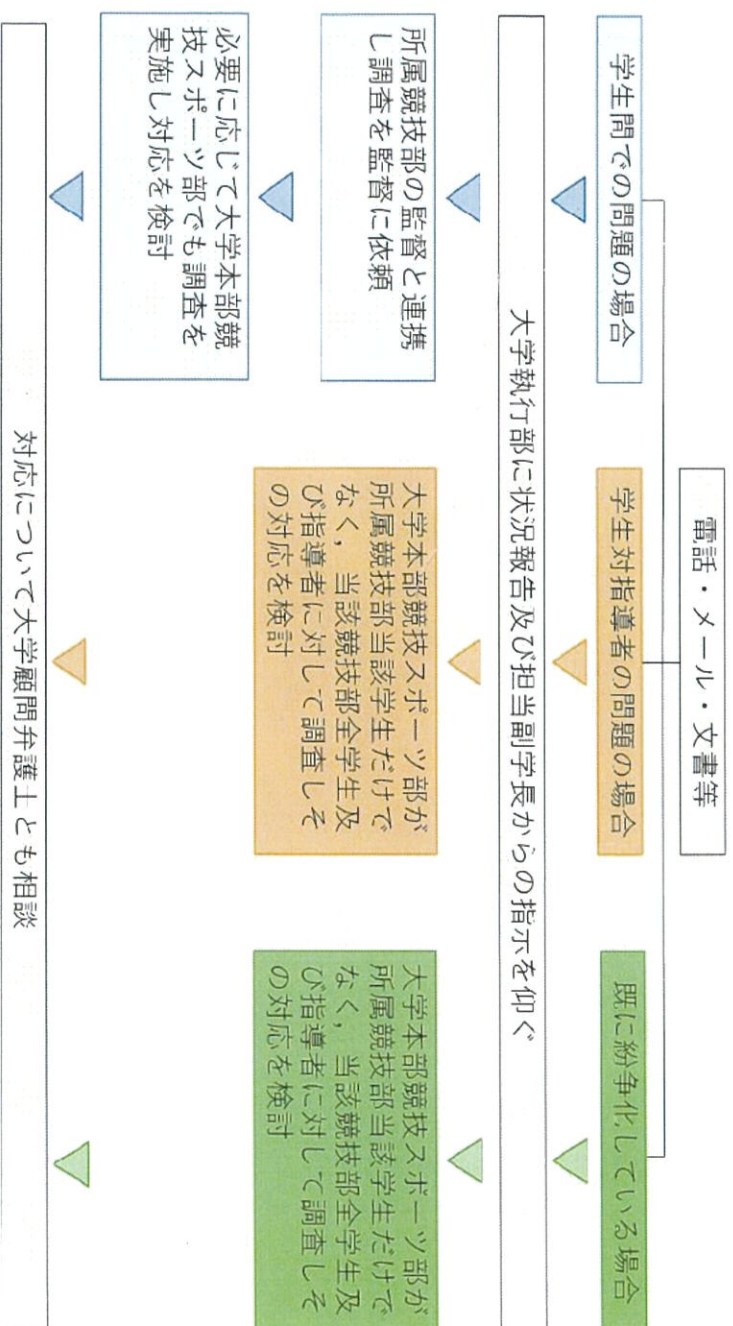
また、2020 年のラグビー部の大麻問題は、逮捕された個人の問題として結論づけられた。

今般のアメリカンフットボール部の大麻問題については、大麻片を所持していた学生の個人の問題として発表をしたが、その学生は、捜索により MDMA の錠剤を所持していたことが判明し、さらに、その後、他の部員 4 名が大麻を共同で使用・所持し、その大麻片が残存していたということで捜索を受けている。

問題が生じたときに、個人の問題に矮小化して、それで問題が解決したとする傾向がないのか危惧するところであり、今後は、問題発生の本質的な原因分析を粘り強く行う姿勢が求められる。

以上

学生問題に関する大学本部競技スポーツ部に相談があった際のフローチャート



別紙